

長良川 54.1kp 付近の右岸河川敷（^{おぶさ}雄総）の 河川利用に関するお知らせ

1. これまでの経緯について

- ・キャンプ等の河川利用に伴う失火により、この1年間で消防や警察が出動した火災が4回は発生しています。
- ・これまでの火災では、幸いにも人や車を巻き込む寸前で消し止められたため、第三者への被害は免れていますが、枯れ木に飛び火した場合には堤防の炎上や堤防に隣接する住宅へ飛び火する危険がありました。
- ・また、放置されたキャンプゴミの増大や投棄物の焼却事件も発生しています。
- ・河川利用は、その利用に対して責任を負うところですが、夜間や強風時のたき火や火種が放置されるなど、第三者の生命・財産に損害を与える火災の発生が危ぶまれる利用状況となっています。

【火災の発生状況】

- R5.1.21 火災発生（利用者の失火）
- R5.3.12 火災発生（利用者の失火）
- R5.9.19 不法投棄物の違法焼却（被疑者不明）
- R5.12.27 火災発生（利用者の失火）
- R6.1.27 火災発生（利用者の失火）

【ゴミ投棄の状況】

投棄されるゴミには、キャンプ利用による食品包装や段ボール、空き缶・空き瓶が多く、それらのゴミの増加に合わせて、家庭ゴミやテレビ等家電の不法投棄も発生しています。

2. 当面の措置について

長良川 54.1kp 付近の右岸河川敷（^{おぶさ}雄総）において、火災及び不法投棄を防止し適切な河川利用を維持するため、公園（リバーパークおぶさ）管理者（岐阜市）と同調して、枯れ草等へ延焼の恐れがある当面の期間について、河川敷の一部区域の利用を制限しています。

<措置の内容>

- 河川敷 : 一部区域への立ち入り制限
- リバーパークおぶさ : 火気取り扱い厳禁、キャンプ禁止

<火災、ゴミ投棄の状況>

火 災 発 生

キャンパーの失火による 火災が連続発生中



国土交通省 木曾川上流河川事務所 長良川第一出張所

不法投棄連続発生

ゴミの不法投棄はダメ！！



国土交通省 木曾川上流河川事務所 長良川第一出張所